

## 特定建設作業実施届書（騒音規制法・振動規制法・柏市環境保全条例）について

1 届出部数	2 部提出（受理・返却各1部）	8 作業時間	連続6日を超えないこと
2 添付書類	①特定建設作業実施届出書（法・条例に基づく様式） ②特定建設作業工程表（任意様式） ③特定建設作業現場付近の見取り図（任意様式） ④特定工事（付随する工事を含む）の概要の説明書	9 作業期間禁止日	日曜、祝日（国民の休日を含む）
3 提出期限	特定建設作業の開始7日前まで	10 適用除外条件	①災害非常事態緊急作業 ②生命身体危険防止作業 ③鉄軌道正常運転確保作業 ④道路交通法に基づく占有許可条件による夜間指定 ⑤道路交通法に基づく使用許可条件による夜間指定  ①災害非常事態緊急作業 ②生命身体危険防止作業  ①災害非常事態緊急作業 ②生命身体危険防止作業  ①災害非常事態緊急作業 ②生命身体危険防止作業 ③鉄軌道正常運転確保作業 ④道路交通法に基づく占有許可条件による夜間指定 ⑤道路交通法に基づく使用許可条件による夜間指定
4 指定地域	用途地域及び市街化調整区域のうち政令で指定された地域  用途地域及び市街化調整区域のうち政令で指定された地域  柏市内全域 騒音規制法及び振動規制法の届出に係るものについては柏市環境保全条例の届出は不要	(1) 作業禁止時間	
(1) 騒音規制法		(2) 1日あたり作業間	
(2) 振動規制法		(3) 作業時間	
5 規制基準	騒音 85dB(デシベル) 振動 75dB(デシベル)	(4) 作業禁止時間	
6 作業禁止時間	※① 午後7時から翌日の午前7時まで ※② 午後10時から翌日の午前6時まで 午後7時から翌日の午前7時まで	11 特定建設作業の種類	裏面参照
(1) 騒音・振動規制法		※① 10時間 ※② 14時間	12 届出書の配布及び提出先
7 1日あたりの作業時間	(2) 柏市環境保全条例 10時間		
※ ①は第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校及び病院等の周囲80メートル以内の区域 ②は、指定区域のうち、①以外の区域			

## 特定建設作業の種類

### 【騒音規制法施行令別表第2】

1	くい打機(もんけんを除く。), くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて, その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

### 【振動規制法施行令別表第2】

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。), くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

### 【柏市環境保全条例施行規則別表第7】

1	くい打機(もんけんを除く。), くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	びよう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて, その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又は, アスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
7	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
8	ブルドーザー及びトラクターショベルその他これらに類する整地機械又は掘削機械を使用する作業